環　境　概　況

令和５年度

（令和４年度実績）

常滑市市民生活部生活環境課

目次

１．環境行政組織及び事務分掌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．大気汚染　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（２）窒素酸化物（ＮＯｘ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（３）二酸化窒素（ＮＯ２）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（４）一酸化窒素（ＮＯ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（５）光化学オキシダント（Ｏｘ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（６）微小粒子状物質（Ｐ.Ｍ２．５）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
３．水質汚濁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（１）河川　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（２）湖沼　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（３）海域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
４．騒音　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（１）環境騒音　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（２）中部国際空港の航空機騒音　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（３）自動車騒音　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
５．悪臭　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（１）悪臭にかかる規制基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
６．地盤沈下　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
（１）地下水位測定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
７．苦情受理状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
（１）苦情受理件数と経年変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

１．環境行政組織及び事務分掌

（令和４年度）

課	担　　当	事　務　内　容
生活環境課 課長	環境保全担当 ３名	環境保全対策の企画及び調整に関すること
		公害の調査及び測定に関すること
		公害防止協定に関すること
		公害関係法等に基づく特定工場の届出の受理及び調査確認に関すること
		生活排水対策の普及及び啓発に関すること
		生活環境の苦情相談に関すること
		再生可能エネルギーの普及及び啓発に関すること
		空き地の適正な管理指導に関すること
		土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関すること
		自然公園法に関すること
	環境衛生担当 ５名	一般廃棄物処理対策の企画及び調整に関すること
		一般廃棄物の処理に関すること
		廃棄物の使用料及び手数料に関すること
		し尿の処理に関すること
		浄化槽の設置及び管理指導に関すること
		火葬場の管理及び墓地（高坂墓園を除く）に関すること
		狂犬病予防及び畜犬登録に関すること
		犬及び猫の死体処理並びにそ族、昆虫等の駆除に関すること
		中部知多衛生組合、常滑武豊衛生組合及び知多南部広域環境組合との連絡調整に関すること
		環境美化に関すること
		専用水道及び簡易専用水道等の衛生に関すること
		ごみの減量化及び資源化に係る施策の実施並びに思想の普及及び啓発に関すること

２．大気汚染

大気汚染は、工場や自動車等から出る排出ガスが主な原因となっている。

本市では、森西町４丁目の多屋大気測定所に大気測定機を設置し、大気汚染の原因物質である浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）と窒素酸化物（ＮＯｘ）の測定を行い、常時監視を行っている。

本市に設置されている愛知県の測定局においては、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）、窒素酸化物（ＮＯｘ）、光化学オキシダント（Ｏｘ）のほか微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の測定が行われている。

なお、光化学スモッグ予報等の発令はなかった。

大気汚染に係る環境基準

	二酸化硫黄（SO_2）	一酸化炭素（CO）	浮遊粒子状物質（SPM）	二酸化窒素（NO_2）	光化学オキシダント（Ｏｘ）
環境基準 （　）内は告示日	1 時間値の 1 日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。 (S48.5.16)	1 時間値の 1 日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が20ppm 以下であること。 (S48.5.8)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。 (S48.5.8)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 (S53.7.11)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること 。 (S48.5.8)
評価方法	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。 但し、1 日平均値が 0.04ppm を越えた日が2 日以上連続しないこと。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。 但し、1 日平均値が 10ppm を越えた日が 2 日以上連続しないこと。	1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.10 mg／m³ 以下に維持されること。 但し、1 日平均値が 0.10 mg／m³ を越えた日が2 日以上連続しないこと。	1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が 0.06ppm 以下に維持されること。	年間を通じて 1 時間値が0.06ppm 以下に維持されること。 但し、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。
達成期間	原則として5 年以内に達成すること。	できる限り速やかに維持達成すること。	できる限り速やかに維持達成すること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.06ppm を超える地域にあつては、1 時間値の 1 日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として 7 年以内とする。	できる限り速やかに維持達成すること。

※環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

大気汚染測定地点

①多屋大気測定所
○浮遊粒子状物質
○窒素酸化物
②浄化センター（県）
○浮遊粒子状物質
○窒素酸化物
○光化学オキシダント
○微小粒子状物質
鬼崎北小学校
155
①多屋大気測定所
常滑東小学校
247
保健センター（県）（～H30）
移設
②浄化センター（県）（H30～）
247
247
2500m
500
1000
1500
2000
2500m

大気汚染調査結果

(1) 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

浮遊粒子状物質とは、浮遊粉じんのうち、10μm以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

全ての測定局で環境基準を満たしている。

（令和４年度）

項目 ＼ 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均の2%除外値	環境基準の適否（長期的評価）
				1時間値が0.2mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m³を超えた日数とその割合				
	日	時間	mg／m³	時間	%	日	%	mg／m³	mg／m³	適○ 否×
①多屋 大気測定所	365	8748	0.014	0	0	0	0	0.116	0.036	○
②浄化センター（県）※	361	8684	0.015	0	0	0	0	－	0.031	○

（県）：愛知県測定局の結果

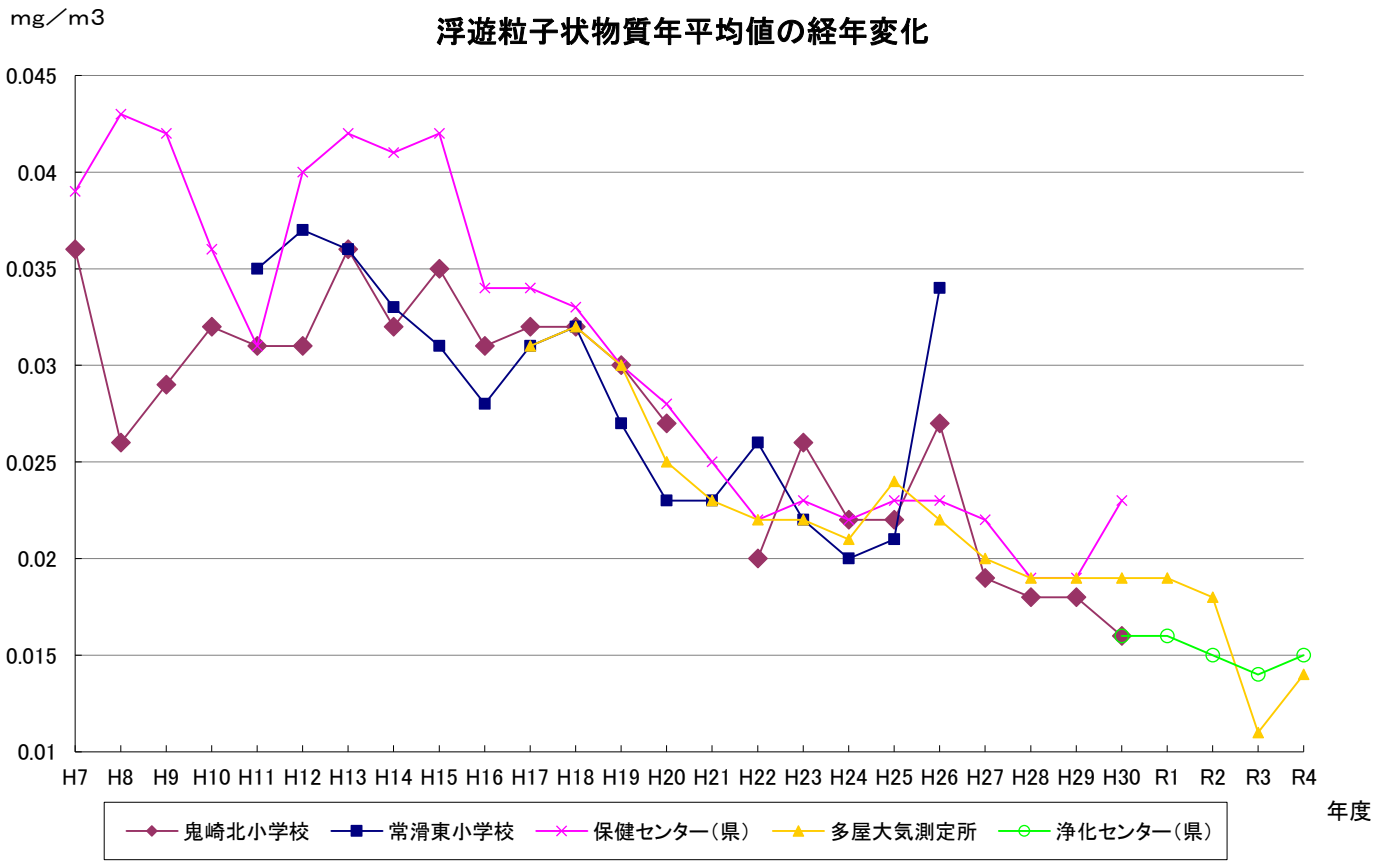

(2) 窒素酸化物（ＮＯｘ）

窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（ＮＯ）と二酸化窒素（ＮＯ２）の形で大気中に存在する。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。また、二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

全ての測定局で環境基準を満たしている。

（令和４年度）

項目 / 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値の最高値	日平均値の年間98%値	$NO_2/(NO+NO_2)$ 年平均値
	日	時間	ppm	ppm	ppm	%
①多屋大気測定所	39	929	0.010	0.044	0.016	69.700
②浄化センター（県）	365	8675	0.010	0.072	0.027	86.200

（県）：愛知県測定局の結果

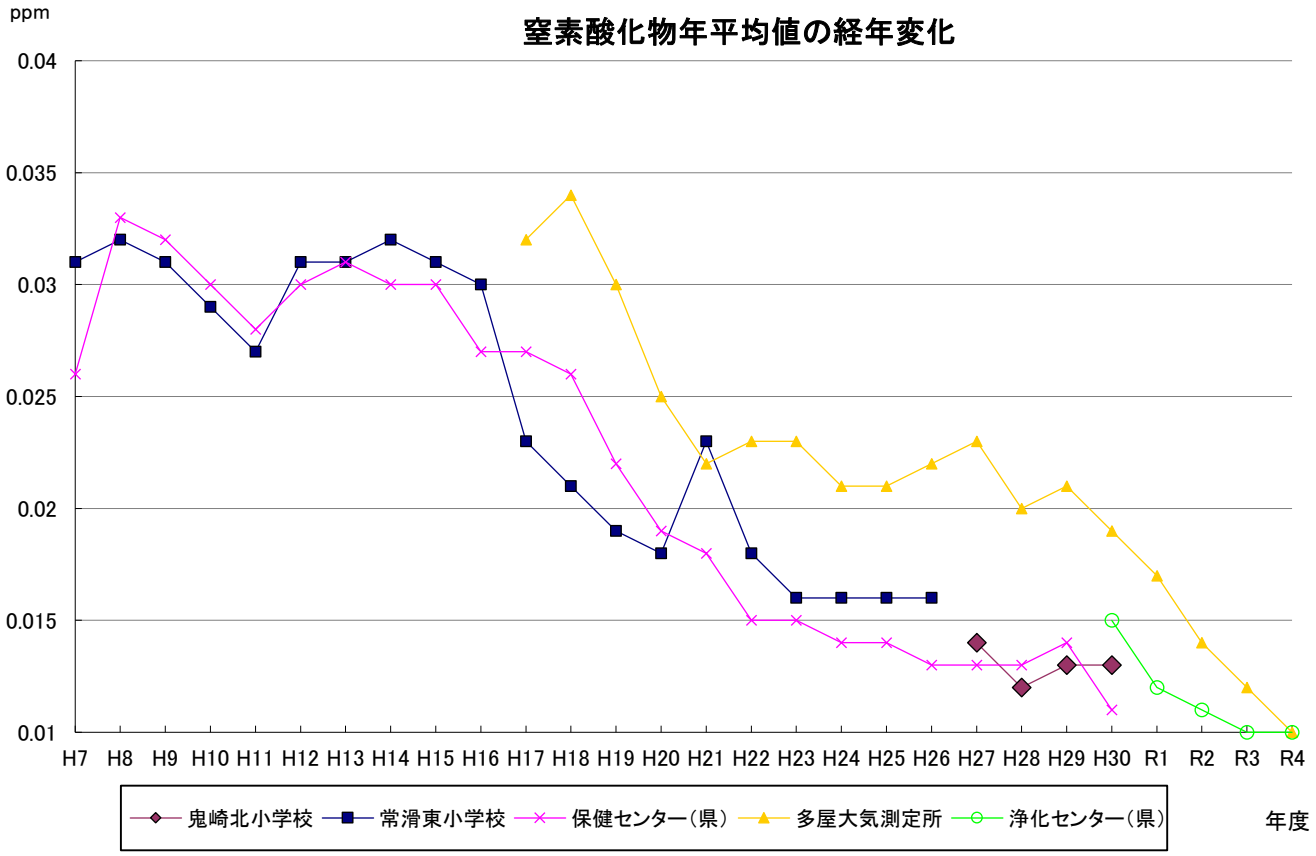

(3) 二酸化窒素（ＮＯ２）

（令和４年度）

項目 / 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				１時間値の最高値	日平均値の年間98%値	環境基準の適否（長期的評価）
				日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合				
	日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	適○ 否×
①多屋 大気測定所	39	929	0.007	0	0	0	0	0.034	0.012	○
②浄化センター（県）	365	8675	0.009	0	0	0	0	0.048	0.022	○

（県）：愛知県測定局の結果

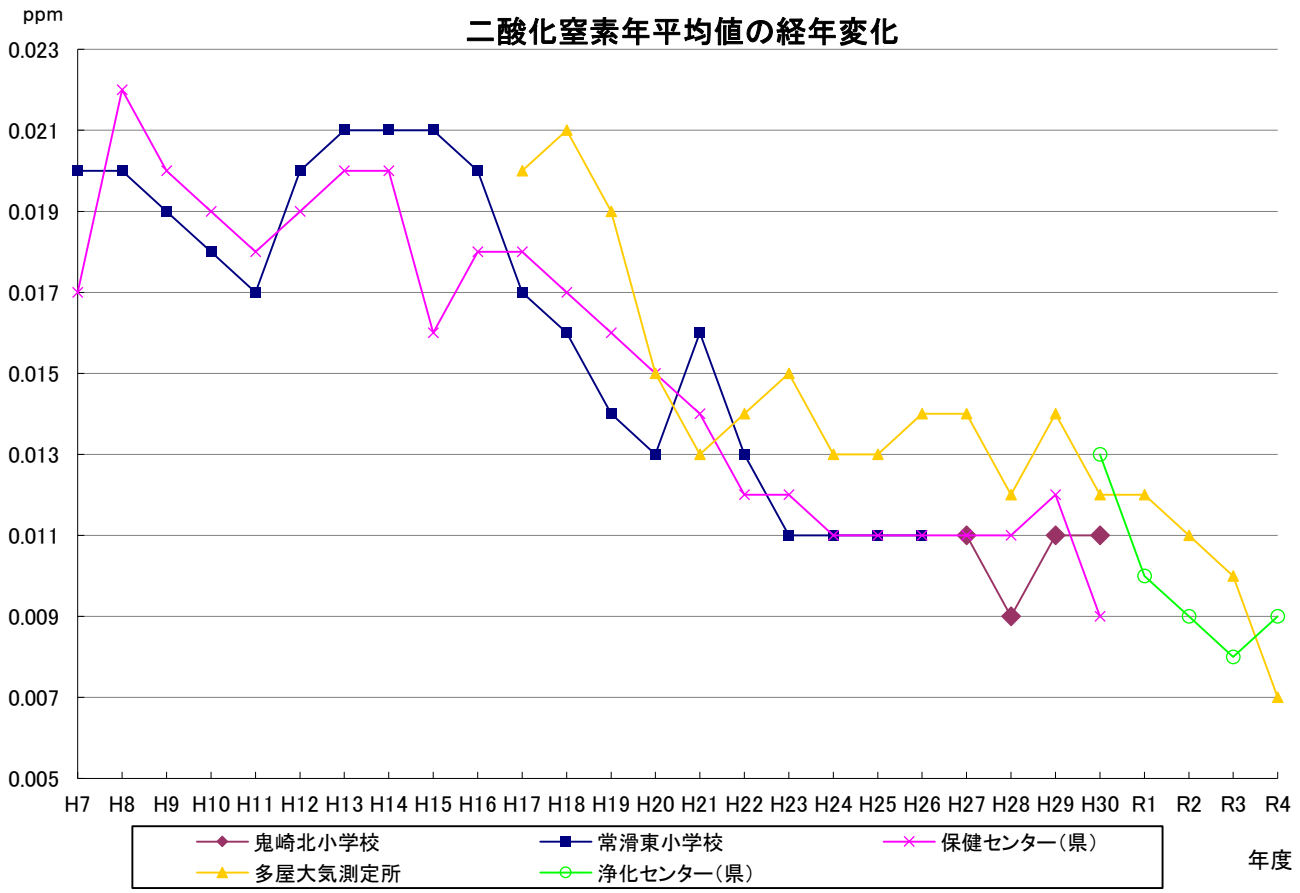

(4) 一酸化窒素（ＮＯ）

（令和４年度）

項　目 / 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値の最高値	日平均値の年間98%値
	日	時間	ppm	ppm	ppm
①多屋大気測定所	39	929	0.003	0.033	0.010
②浄化センター（県）	365	8675	0.001	0.039	0.006

（県）：愛知県測定局の結果

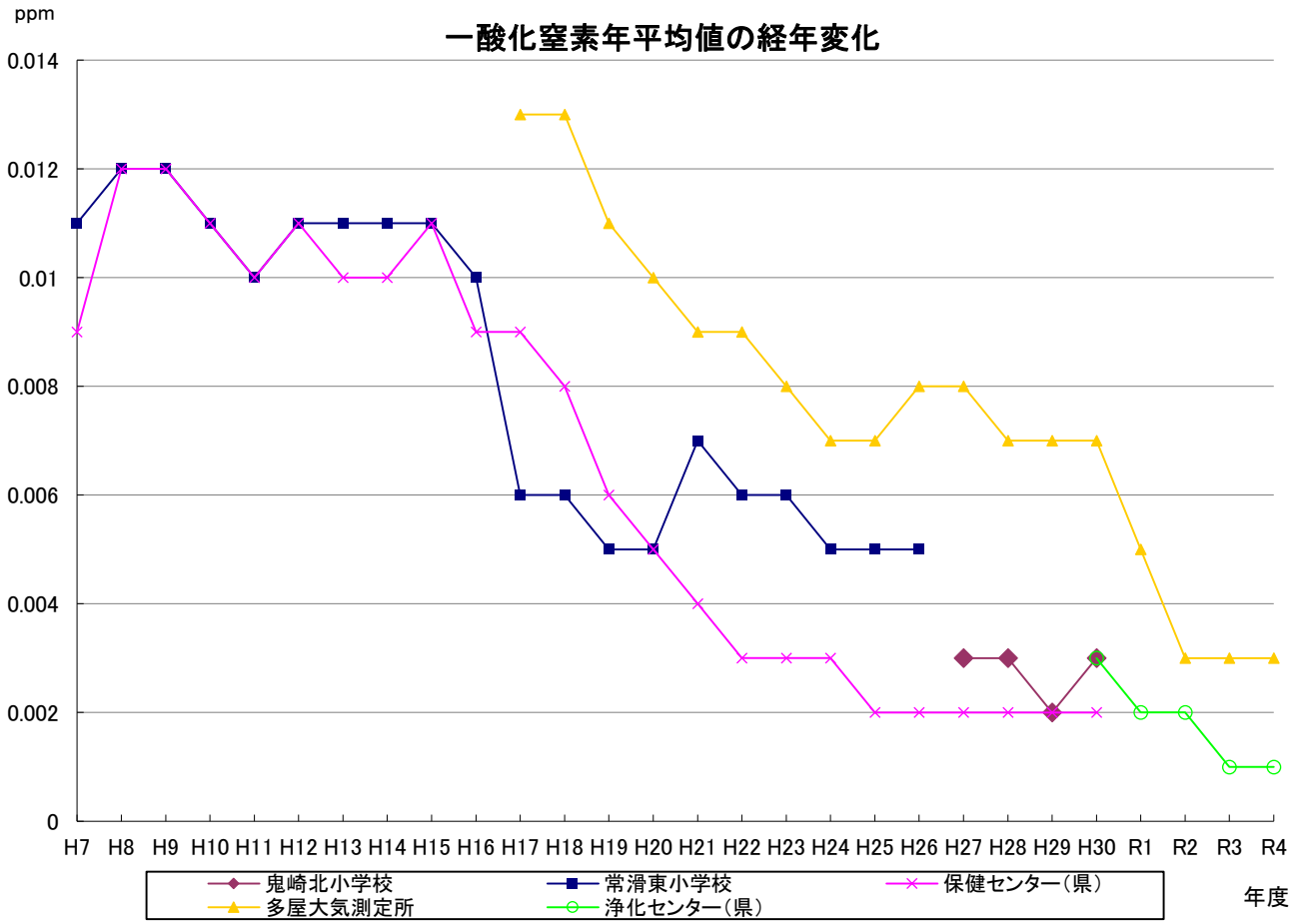

(5) 光化学オキシダント（Ｏｘ）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

環境基準は達成されなかった。

（令和４年度）

項目 ＼ 測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間年平均値	環境基準との対比 昼間の１時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の１時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の１時間値の最高値	環境基準の適否
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	適○ 否×
②浄化センター（県）	365	5421	0.034	69	278	0	0	0.094	×

（県）：愛知県測定局の結果

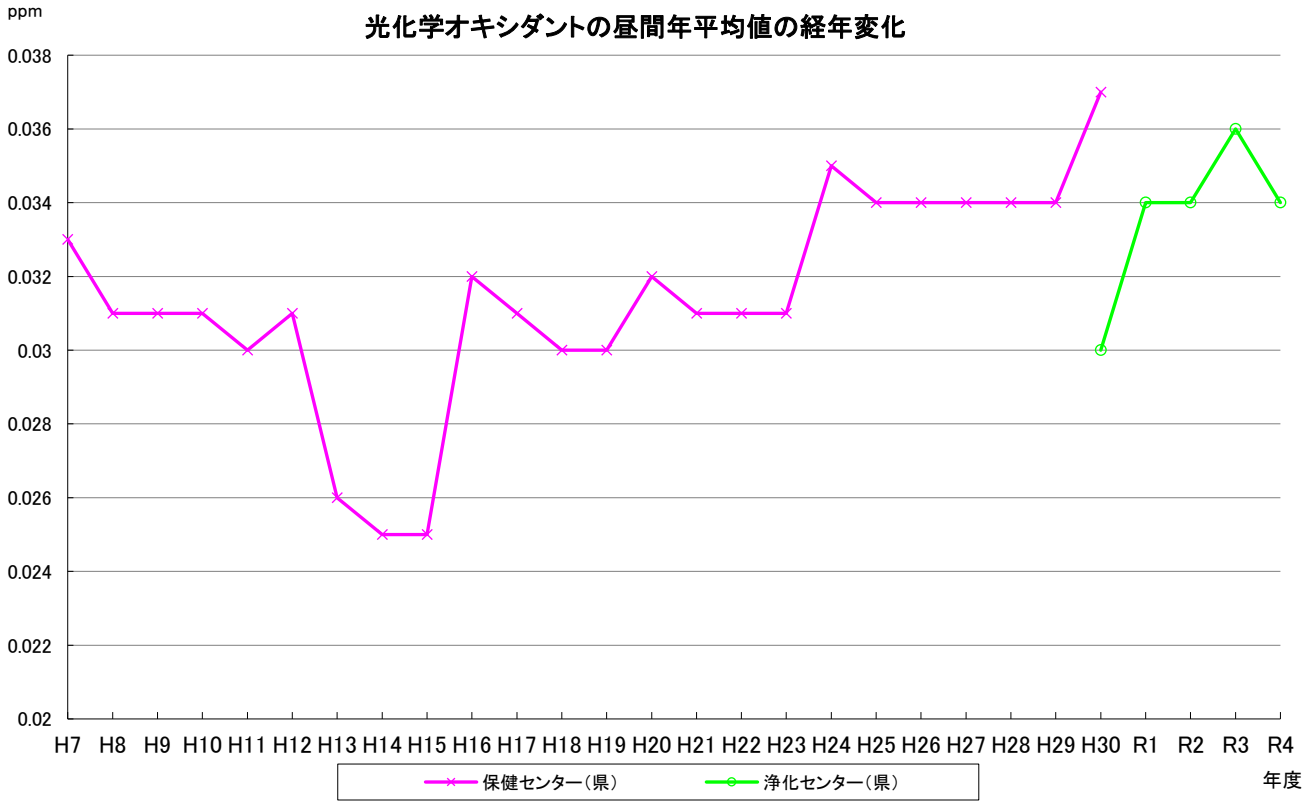

（参考）光化学スモッグ予報等発令状況

常滑市は、常滑区域に指定されているが、常滑区域において令和３年度の発令はなかった。

常滑区域に発令があった場合は、「常滑市光化学スモッグ緊急時対策及び微小粒子状物質に係る注意喚起実施要領」に基づいて、光化学スモッグの予報等の発令時には市民への周知を行い、被害の防止に努める。

愛知県光化学スモッグ予報等の発令基準

発生区分	予報	注意報	警報	重大警報
オキシダント濃度	0.08ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.40ppm

(6) 微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除外した後に採取される粒子をいう。

環境基準を満たしている。

（令和４年度）

項目 ＼ 測定局	有効測定日数	短期基準				長期基準	
		１日平均値が 35μg/m³ を超えた日数とその割合		１日平均値の年間 98 ﾊﾟｰｾﾝﾀｲﾙ値	環境基準の適否	年平均値	環境基準の適否
	日	日	%	μg/m³	適○ 否×	μg/m³	適○ 否×
②浄化センター（県）	362	0	0.0	19.5	○	7.8	○

（県）：愛知県測定局の結果

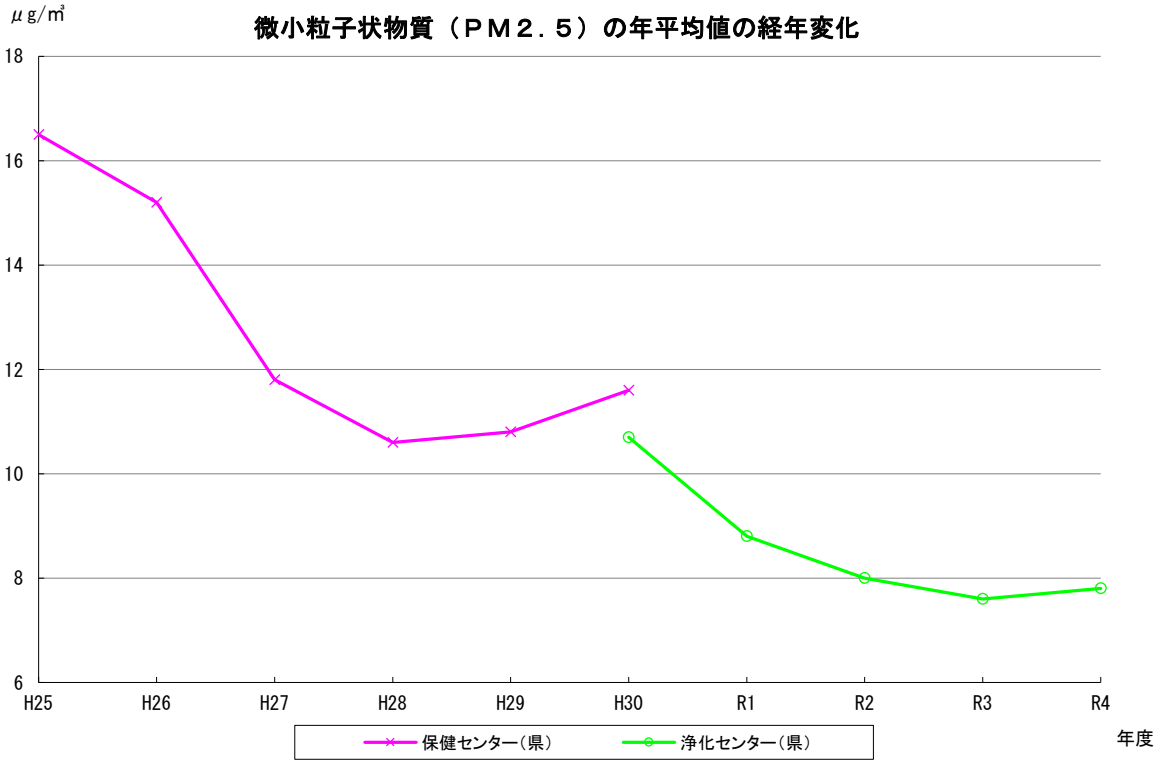

（参考）微小粒子状物質（ＰＭ２．５）注意喚起情報の発令状況

常滑市は、常滑区域に指定されているが、常滑区域において令和３年度の発令はなかった。

常滑区域に発令があった場合は、「常滑市光化学スモッグ緊急時対策及び微小粒子状物質に係る注意喚起実施要領」に基づいて、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）注意喚起情報の発令時には市民への周知を行い、被害の防止に努める。

愛知県微小粒子状物質（ＰＭ２．５）注意喚起情報の発令基準

発生区分	注意喚起情報
微小粒子状物質（ＰＭ２．５）	（１）午前５時から午前７時までの１時間値の平均値が 85μg/m³ を超過したとき （２）午前５時から正午まで、午前５時から午後１時まで、午前５時から午後２時まで、午前５時から午後３時まで及び午前５時から午後４時までの各１時間値の平均値が 80μg/m³ を超過したとき

３．水質汚濁

水質汚濁は、工場等から出る産業排水、農業に伴う農業排水、家庭から出る生活排水によって、主に引き起こされる。

公共用水域（河川・湖沼・海域）には「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が存在する。前者は全ての公共用水域に一律に適用されるのに対し、後者は国や県が類型指定した水域のみに適用される。本市の場合、海域については類型指定されているが、河川及び湖沼については類型指定がされていない。

公共用水域の水環境の把握のため、市内９河川、７湖沼、海域５地点の水質を年２回(夏季・冬季)調査した。

水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg／L 以下	１，１，２－トリクロロエタン	0.006 mg／L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg／L 以下
鉛	0.01 mg／L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg／L 以下
六価クロム	0.02 mg／L 以下	１，３－ジクロロプロペン	0.002 mg／L 以下
砒素	0.01 mg／L 以下	チウラム	0.006 mg／L 以下
総水銀	0.0005 mg／L 以下	シマジン	0.003 mg／L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg／L 以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg／L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg／L 以下	セレン	0.01 mg／L 以下
四塩化炭素	0.002 mg／L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg／L 以下
１，２－ジクロロエタン	0.004 mg／L 以下	フッ素	0.8 mg／L 以下
１，１－ジクロロエチレン	0.1 mg／L 以下	ほう素	1 mg／L 以下
シス－１，２－ジクロロエチレン	0.04 mg／L 以下	１，４－ジオキサン	0.05 mg／L 以下
１，１，１－トリクロロエタン	1 mg／L 以下		

備　考

１．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

２．「検出されないこと」とは、所定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３．海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準

（ア）河　川（湖沼を除く）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100ml 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	―
Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥ以下の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	―
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	―

（注）

１　自然環境保全　：自然探勝等の環境保全

２　水　道　　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

　　〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

　　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水　産　　１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

　　〃　　３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

４　工業用水　１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

　　〃　　３級：特殊の浄水操作を行うもの

５　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

※　常滑市内の河川には類型指定がされていないが、参考値としてＥ類型の基準値を準用する。

（イ）湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上かつ水の滞留時間が４日間以上の人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全 及びＡ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
Ａ	水道２・３級 水産２級 水浴 及びＢ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水 及びＣ以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	―
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	―

（注）

１　自然環境保全　：自然探勝等の環境の保全

２　水　道　　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃　２・３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水　産　　１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用

〃　　３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

４　工業用水　１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

５　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※　常滑市内の湖沼には類型指定がされていないが、参考値としてＣ類型の基準値を準用する。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg／L以下	0.005mg／L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg／L以下	0.01mg／L以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg／L以下	0.03mg／L以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg／L以下	0.05mg／L以下
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg／L以下	0.1mg／L以下
備考 １．基準値は、年間平均値とする。 ２．農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。			

（注）

１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

２　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

３　水　産　１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用

〃　　２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用

〃　　３種：コイ、フナ等の水産生物用

４　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

※常滑市内の湖沼には類型指定がされていないが、参考値としてⅤ類型の基準値を準用する。

（ウ）海域

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産１級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	検出されないこと
B	水産２級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

（注）
１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水　産　１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　　〃　　２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
３　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度
※　常滑地先海域には、B類型の基準値を適用する。

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.2mg／L以下	0.02mg／L以下
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.3mg／L以下	0.03mg／L以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く）	0.6mg／L以下	0.05mg／L以下
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg／L以下	0.09mg／L以下

（注）
１　自然環境保全　　：自然探勝等の環境保全
２　水　産　　１種　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
　　〃　　２種　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
　　〃　　３種　：汚濁に強い特定の水産物が主に漁獲される。
３　生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度
４　平成５年８月27日に、環境基準に係る環境庁告示の一部が改正され、海域における窒素及び燐に係る環境基準が設定された。
※　常滑市が面する海域は、Ⅱ類型の基準値を適用する。

水質調査地点

北池
矢田川
大野漁港
前山川
玉越池
江南田池
鬼崎漁港
井口川
155
大窯池
247
大落川
樽水川
常滑港
唐崎川
桧原大池
境川
苅屋漁港
菖蒲池
247
247
大谷川
小鈴谷漁港
稲早川
若松谷池
2500m
500 1000 1500 2000 2500m

水質調査結果

（1）河川

人の健康の保護に関する環境基準（夏季）　（単位:mg/L）

	環境基準	①矢田川	②前山川	③井口川	④大落川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.9	1.0	1.1	1.2
フッ素	0.8 以下	0.13	0.15	0.27	0.3
ほう素	1 以下	0.05	0.10	0.06	0.28
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0.013	<0.005	<0.005

人の健康の保護に関する環境基準（夏季）　　（単位:mg/L）

	環境基準	⑤樽水川	⑥唐崎川	⑦境川	⑧大谷川	⑨稲早川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.6	6.6	1.5	1.0	2.1
フッ素	0.8 以下	0.18	0.19	0.16	0.19	0.16
ほう素	1 以下	0.06	0.04	0.04	0.09	0.07
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

人の健康の保護に関する環境基準（冬季）　　（単位:mg/L）

	環境基準	①矢田川	②前山川	③井口川	④大落川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	2.6	2.0	3.6	2.9
フッ素	0.8 以下	0.08	0.08	0.14	0.35
ほう素	1 以下	0.04	0.33	0.04	0.64
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0.066	<0.005	<0.005

人の健康の保護に関する環境基準（冬季）　　（単位:mg/L）

	環境基準	⑤樽水川	⑥唐崎川	⑦境川	⑧大谷川	⑨稲早川
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	1.7	2.1	2.0	1.4	1.0
フッ素	0.8 以下	0.16	0.11	0.12	0.17	0.11
ほう素	1 以下	0.03	0.04	0.04	0.11	0.12
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

生活環境の保全に関する環境基準（夏季）

			透視度 (cm)	PH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)
1	矢田川	中流	28	7.9	1.6	7	8.3	52
2	前山川	中流	13	7.9	5.9	20	8.8	180
3	井口川	中流	33	9.3	1.5	5	16	18
4	大落川	下流	27	8.0	2.0	7	8.5	2,000
5	樽水川	中流	17	7.8	4.1	23	7.7	3,700
6	唐崎川	中流	>50	8.9	1.7	3	16	90
7	境川	中流	33	7.4	1.2	7	8.5	11
8	大谷川	中流	28	8.0	1.8	6	9.6	130
9	稲早川	中流	>50	7.8	1.8	6	9.6	320

生活環境の保全に関する環境基準（冬季）

			透視度 (cm)	PH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)
1	矢田川	中流	>50	7.4	7.0	4	11	110
2	前山川	中流	28	7.2	6.3	7	9.9	<1
3	井口川	中流	40	9.3	4.5	3	22	38
4	大落川	下流	47	7.5	2.6	9	10	19
5	樽水川	中流	33	7.6	6.1	7	11	41
6	唐崎川	中流	31	7.6	18	4	6.8	36
7	境川	中流	43	8.6	2.2	4	15	<1
8	大谷川	中流	>50	7.5	2.9	2	11	49
9	稲早川	中流	33	7.4	4.1	4	15	130

（２）湖沼

生活環境の保全に関する環境基準（夏季）

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	北池	20	9.0	8.9	12	12	<1	0.87	0.11
2	玉越池	14	7.8	10	19	11	11	1.1	0.17
3	江南田池	7	7.7	15	35	11	610	1.9	0.41
4	大窯池	18	7.6	5.9	8	7.8	5	0.31	0.039
5	桧原大池	23	6.8	8	6	6.9	1	0.77	0.059
6	菖蒲池	23	8.5	6.6	7	11	1	0.93	0.052
7	若松谷池	22	7.7	20	22	13	470	4.6	0.41

生活環境の保全に関する環境基準（冬季）

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	北池	18	7.3	8.4	17	12	2	0.97	0.10
2	玉越池	7	8.0	24	37	12	8	3.7	0.31
3	江南田池	17	8.8	15	18	12	4	1.6	0.20
4	大窯池	17	7.4	7.8	13	10	<1	0.51	0.035
5	桧原大池	14	7.1	11	23	10	<1	0.93	0.079
6	菖蒲池	30	7.4	4.6	7	11	<1	0.25	0.023
7	若松谷池	17	7.6	13	8	11	2	1.2	0.072

（３）海域

生活環境の保全に関する環境基準（夏季）

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	大野漁港	>50	7.7	3.5	6.3	88	不検出	1.00	0.13
2	鬼崎漁港	>50	7.9	2.3	6.5	<1	不検出	0.43	0.054
3	常滑港	>50	7.9	2.4	5.9	<1	不検出	0.23	0.041
4	苅屋漁港	>50	7.7	2.9	6.5	<1	不検出	0.28	0.053
5	小鈴谷漁港	>50	7.8	3.5	6.2	18	不検出	0.39	0.057

生活環境の保全に関する環境基準（冬季）

		透視度 (cm)	PH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100ml)	n-ﾍｷｻﾝ抽出物質 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
1	大野漁港	>50	8.0	2.5	10	<1	不検出	0.24	0.024
2	鬼崎漁港	>50	8.0	2.7	10	<1	不検出	0.28	0.021
3	常滑港	>50	8.0	2.4	10	<1	不検出	0.16	0.015
4	苅屋漁港	>50	8.1	2.3	10	<1	不検出	0.25	0.020
5	小鈴谷漁港	>50	8.1	2.2	10	<1	不検出	0.22	0.018

４．騒音

環境騒音を一般地域４地点、道路に面する地域１地点で測定を行ったほか、自動車騒音の常時監視を実施した。
中部国際空港株式会社及び愛知県による航空機騒音の測定も引き続き行われている。

騒音に係る環境基準

（単位：dB）

<table>
<tr><th rowspan="3">類型</th><th rowspan="3">該当地域</th><th colspan="5">基準値</th></tr>
<tr><th colspan="2">一般地域</th><th colspan="3">道路に面する地域</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>地域区分</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">第１種低層住居専用地域
第２種低層住居専用地域
第１種中高層住居専用地域
第２種中高層住居専用地域</td><td rowspan="3">55
以下</td><td rowspan="3">45
以下</td><td>２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td>60
以下</td><td>55
以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">第１種住居地域
第２種住居地域
準住居地域
調整区域</td><td rowspan="2">２車線以上の車線を有する道路に面する地域</td><td rowspan="3">65
以下</td><td rowspan="3">60
以下</td></tr>
<tr><td>C</td><td>近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域</td><td>60
以下</td><td>50
以下</td><td>車線を有する道路に面する地域</td></tr>
</table>

時間区分：昼間…6:00～22:00　　夜間…22:00～6:00

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、
特例として、次の基準が定められている。

昼間	夜間
70ｄB 以下	65ｄB 以下
個人の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内の基準（昼間 45ｄB 以下、夜間 40ｄB 以下）によることができる。	

幹線交通を担う道路に近接する空間とは（環境庁大気保全局長通知）

○幹線交通を担う道路

高速自動車国道、一般国道、県道、４車線以上の市町村道、自動車専用道路

○近接する空間

上記の幹線交通を担う道路の道路端から次の範囲

・２車線以下の道路……15 メートル

・２車線を超える道路…20 メートル

騒音測定結果

（1）環境騒音

測定地点

測定結果

一般地域及び道路に面する地域ともに、全ての測定地点において、環境基準値を下回っていた。

ア．一般地域

（単位：dB）

No.	測定地域（用途地域）	環境基準類型	環境基準		騒音レベル(LAeq)				測定年月日
			昼間	夜間	昼間	適否	夜間	適否	
※	とこなめ市民交流センター（１種住居）	B	55	45	55	○	39	○	R5.2.1
②	廻船問屋瀧田家（１種住居）	B			44	○	36	○	R5.1.23
③	小鈴谷児童館（調整）	B			45	○	37	○	R5.1.30
④	唐崎児童館（準工業）	C	60	50	49	○	43	○	R5.1.24

（10分間値：24時間測定）

イ．道路に面する地域

（単位：dB）

No.	測定地域（用途地域）	道路名	環境基準類型	環境基準		騒音レベル(LAeq)				測定年月日
				昼間	夜間	昼間	適否	夜間	適否	
⑤	多屋大気測定（準工業）	県道522号	幹	70	65	63	○	59	○	R5.1.16

（10分間値：24時間測定）

※ ⑤多屋大気測定所は「幹線交通を担う道路に近接する空間」となる。

測定条件　Ａ特性・Ｆａｓｔ・地上１．２ｍ
測定機器　ＲＩＯＮ　ＮＬ－42

（２）中部国際空港の航空機騒音

環境基準

地域の類型	基準値	該当地域
Ⅰ	57（Lden 以下）	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。 ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

○Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

１日の間に観測された航空機騒音の単発騒音暴露レベルを時間帯別に補正（午後７時から午後 10 時まではプラス５デシベル、午後 10 時から翌日午前７時まではプラス 10 デシベル）した後にエネルギー加算し、観測時間で平均してレベル表示した値。単位はデシベル【dB】。航空機騒音に係る環境基準の一部改正（平成 19 年 12 月 17 日付）に基づき平成 25 年４月１日より評価指標として採用された。

測定結果

常時測定及び短期測定ともに、全ての測定地点において、航空機騒音の環境基準値（Ⅰ類型の基準値 57Lden）を下回っていた。

常時測定

No.	調査地点	期間	Lden	類型
①	鬼崎中学校（空港）	R4. 4. 1～R5. 3. 31	42	Ⅰ

短期測定

No.	調査地点	期間	Lden	類型
②	樽水公営住宅（県）	R4. 6. 16～R4. 6. 22	39	Ⅰ
		R5. 1. 25～R5. 1. 31		

（空港）：中部国際空港株式会社

（県）：愛知県

測定地点

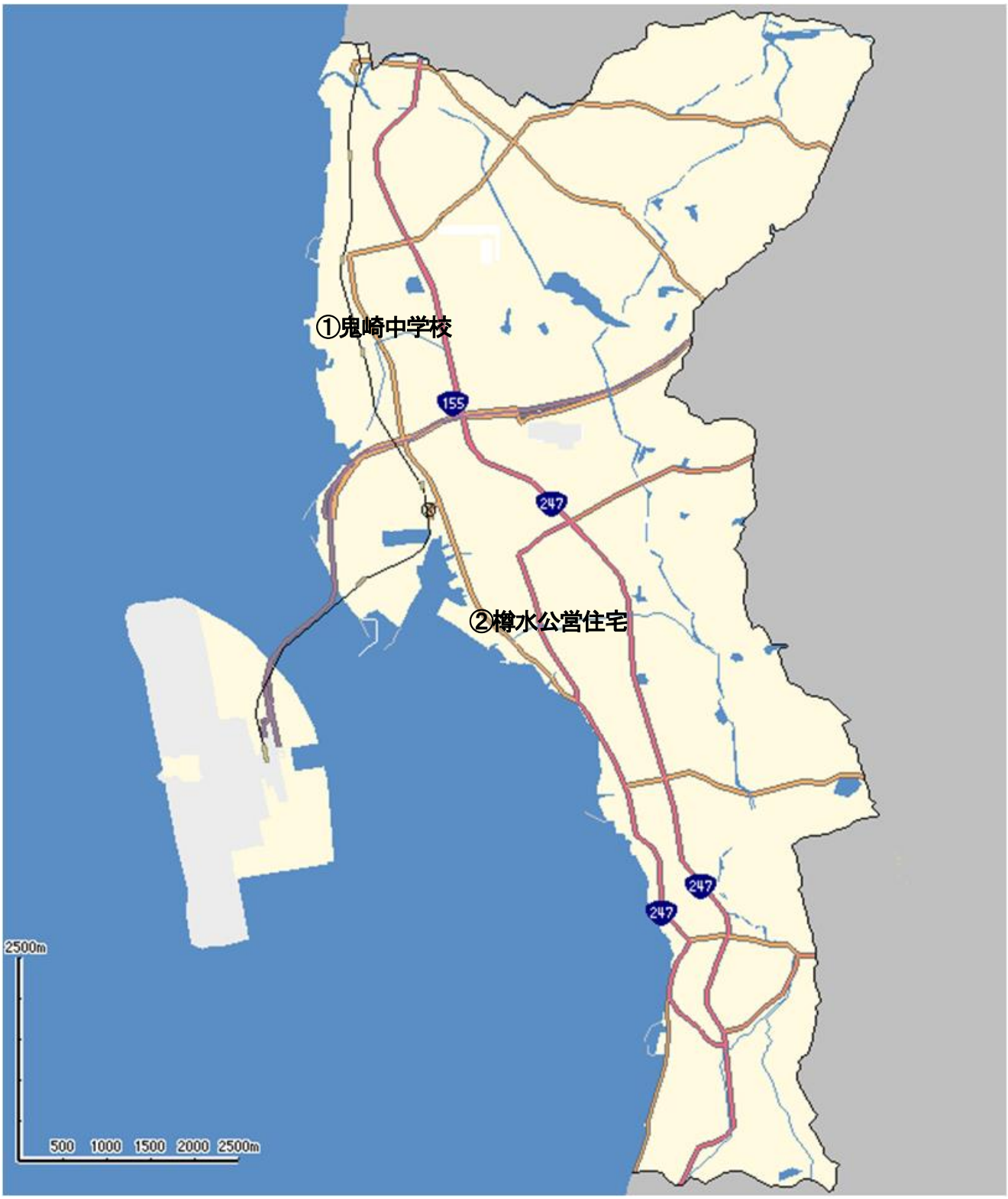
①鬼崎中学校
②樽水公営住宅
155
247
247
247
2500m
500
1000
1500
2000
2500m

（３）自動車騒音

騒音規制法第 18 条第１項の規定に基づき、自動車騒音の常時監視を行った。この業務は、平成 24 年４月１日に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第２次一括法）に基づき、平成 24 年度より愛知県から移譲された。

市内の幹線を担う道路において面的評価を行い、全 320 戸数中 320 戸が昼間（６時～22 時）、夜間（22 時～翌６時）ともに環境基準を達成した。環境基準達成率は 100%であった。

面的評価とは、評価区間の道路に面した地域（道路から50mの範囲）に立地する住居等において、道路端での騒音レベル実測値データから個別住居ごとの騒音レベルを推計し、道路騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す評価手法。

調査期間：令和４年12月15日から令和４年12月16日まで

道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル (dB)		環境基準達成戸数 (戸)			調査区間内全戸数(戸)	環境基準達成率 (%)		
		起点	終点	区間延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
一般国道 247 号	常滑市樋掛	常滑市字長田	常滑市字石窯	1.6	69	63	320	320	320	320	100	100	100

５．悪　臭

工場や事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法により規制されている。
規制の手法としては、アンモニアなどの特定悪臭物質の濃度により規制をする「物質濃度規制」と、人間の嗅覚を用いた臭気指数により規制する「臭気指数規制」がある。
本市では、平成 18 年 10 月１日より、従来の物質濃度規制から臭気指数規制へと変更を行った。

臭気指数規制とは

人間の嗅覚を用いて指数（臭気指数）を算定し規制する方法。
臭気指数とは、臭気をにおいが感じられなくなるまで無臭の空気又は水で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）を対数で表したもの。物質濃度では補完できない複合臭や未規制物質によるにおいにも対応でき、苦情の被害感と一致しやすいという特徴がある。
臭気指数と臭気濃度の関係は以下の式で表される。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log_{10}(\text{臭気濃度})$$
$$\text{臭気濃度} = 10^{(\text{臭気指数}/10)}$$

臭気指数と臭気濃度の関係

臭気指数	10	12	15	18	20
臭気濃度 （希釈倍率）	10	16	32	63	100

＜参　考＞
臭気指数 10 ＝ ほとんどの人が気にならない臭気の状態
臭気指数 12～15 ＝ 気をつければわかる臭い（希釈倍率 16～32 倍）
臭気指数 18～21 ＝ らくに感知できる臭い（希釈倍率 63～126 倍）

（１）悪臭にかかる規制基準等

規制対象

市内における全ての工場、事業場が対象となる。収益のある農地も事業場に含まれる。
対象外
・自動車、船舶、航空機等の移動発生源
・建設工事、しゅんせつ、埋め立て等のために一時的に設置される作業場
・下水道の配水管及び排水渠

規制基準

（臭気指数）

規制地域の区分	第１種区域	第２種区域	第３種区域
工場・事業場の敷地境界	12	15	18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第６条の２に定める方法により算出		
排出水	28	31	34

（注）
１　第１種区域：専ら住居の用に供されている地域のような悪臭に対する順応の見られない地域
２　第２種区域：第１種区域と第３種区域との中間に位置する地域
３　第３種区域：主として工業の用に供されている地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域

規制地域区分図

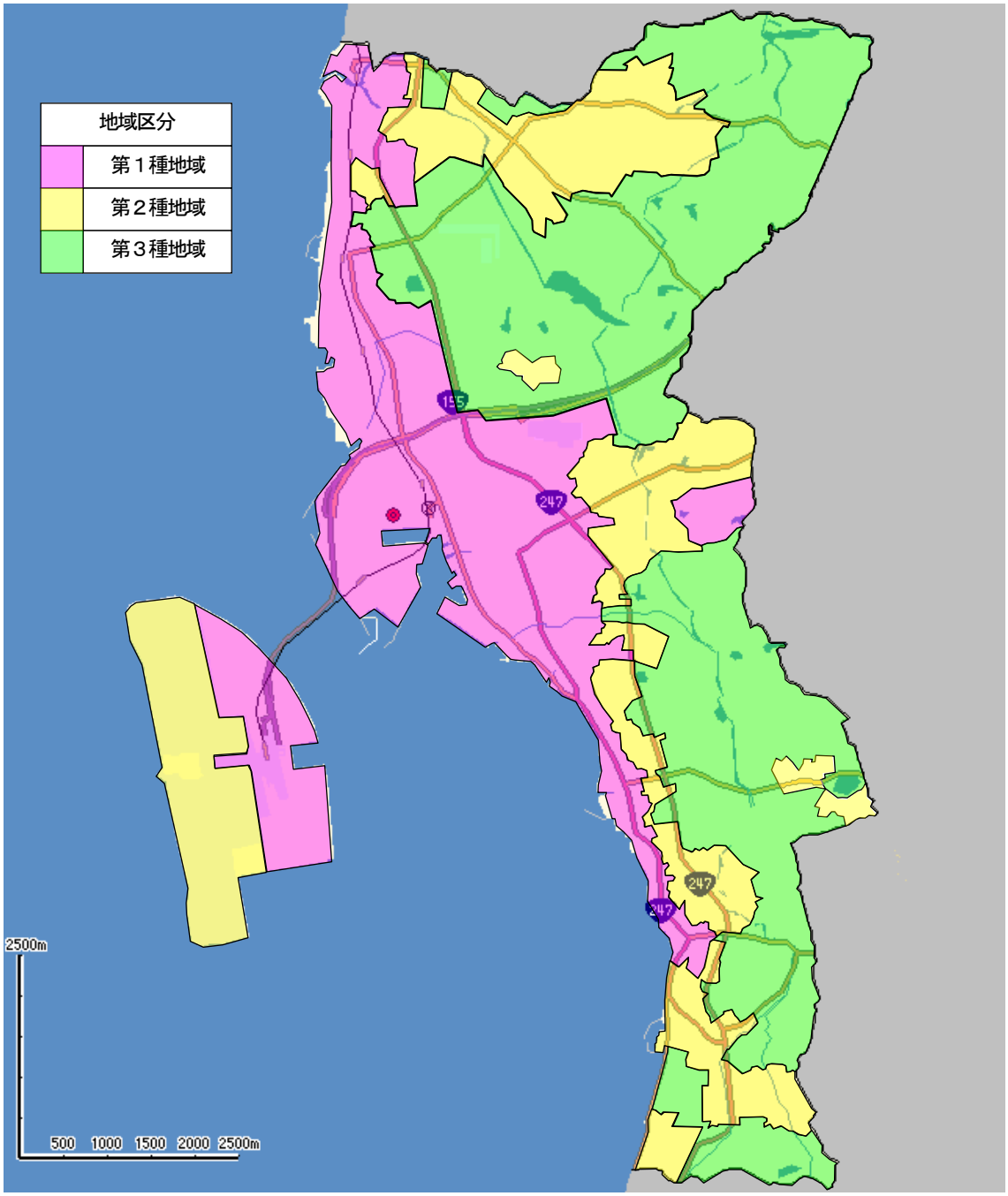
地域区分
第１種地域
第２種地域
第３種地域
155
247
247
247
2500m
500
1000
1500
2000
2500m

６． 地盤沈下

地盤沈下の主な要因は、地下水の過剰な汲み上げにあるといわれており、県民の生活環境の保全等に関する条例では、規制区域を設け、地下水の汲み上げを規制しているが、当市は規制区域には該当していない。ただし、県条例に規定される揚水設備には水量測定器の設置が義務づけられ、揚水量を毎年報告するように定められている。

当市では、愛知県の委託を受け、地盤沈下の予測手段として地下水位測定を実施しているが、現在のところ地下水位に大きな変動はない。

（１）地下水位測定

地下水位測定値の年平均値の経年変化　（単位：ｍ）

年度／測定地	H19 年度	H20 年度	H21 年度※	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
蒲池町５丁目地内	3.16	3.05	6.78	6.82	7.15	7.26	7.44	6.83

年度／測定地	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
廻船問屋瀧田家	6.34	6.52	6.73	6.20	6.35	6.47	6.49	6.75

※　数値は、井戸の管頭から水面までの垂直距離を表している。
※　平成 21 年度より、蒲池町５丁目地内井戸から廻船問屋瀧田家へ測定地を変更した。

7．苦情受理状況

令和４年度における公害苦情受理件数は 56 件で、前年度と比べ８件の減少であった。種類別にみると、大気汚染（野焼き）の割合が高く、全体の４割近くを占めている。住宅と隣接する農地で雑草等を焼却する場合に、苦情申立となることが多い。悪臭は、生活排水や畜産など様々な原因があった。

また、雑草が繁茂している空き地等に対しての苦情は、前年度と比べ 24 件の増加となった。

（1）苦情受理件数と経年変化

種類別苦情受理件数　　（単位：件）

種類／年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	合計	雑草
令和4年度	23	2	10	5	14	0	1	1	56	226

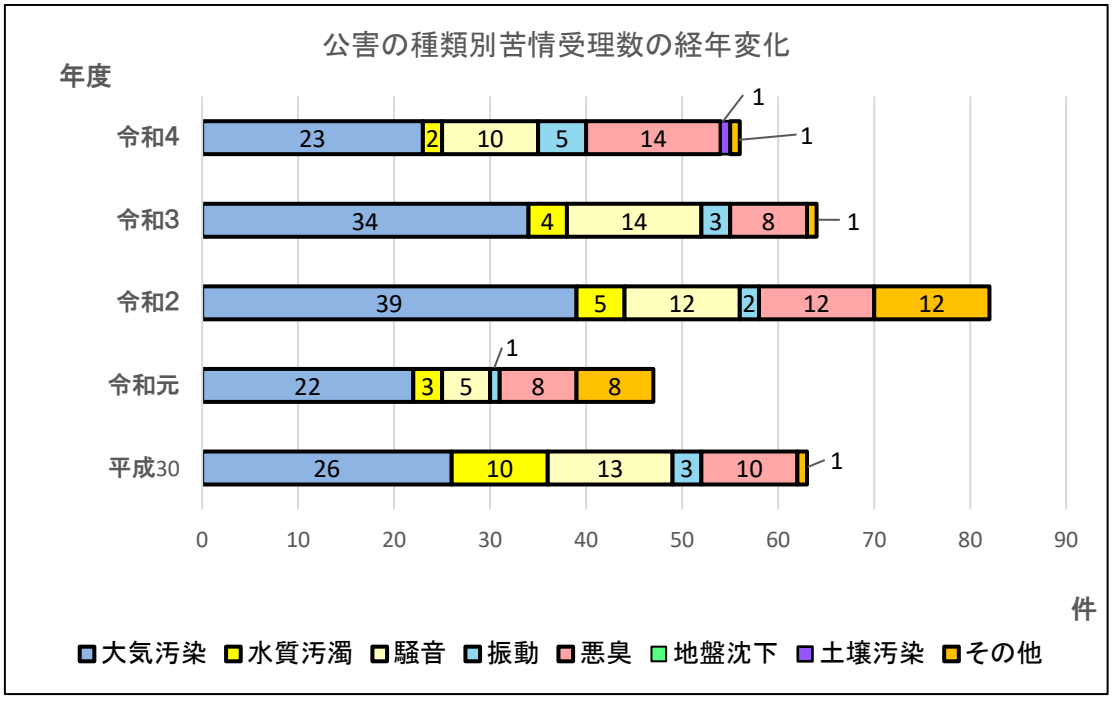

雑草繁茂による空き地等の苦情件数の経年変化　　（単位：件）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
苦情件数	161	217	158	202	226